

# 水銀汚染防止法の施行状況について

令和5年1月20日  
大臣官房環境保健部  
水銀対策推進室

# 水銀に関する水俣条約 附属書の見直し

- 2022年3月21日～25日に開催された水俣条約第4回締約国会議（COP4）では、規制対象の水銀添加製品（附属書A）の見直しを議論。
- 電球形蛍光ランプなどの8種類の水銀添加製品の製造・輸出入を2025年末までに廃止すること等に合意。同決議を踏まえ、**今後、国内法令を改正予定。**各製品の製造及び輸出入の実態、代替状況等を踏まえ、**一部製品については施行日の前倒しも検討中。**
- 2023年10月30日～11月3日に開催されるCOP5において、ボタン電池や直管形蛍光ランプなど4種類の水銀添加製品の廃止期限等を再度議論予定。

## 水銀添加製品（規制対象品目）の追加

8種類の水銀添加製品について、2025年末までに製造及び輸出入を廃止。  
各製品は、日本では水銀使用製品の削減が進んでおり、大きな影響はない見込み。

- ①電球形蛍光ランプ
- ②電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ
- ③脈波計として使用されるひずみゲージ（※）
- ④溶融圧カトランスデューサ等
- ⑤真空ポンプ（※）
- ⑥タイヤバルンサー等（※）
- ⑦写真フィルム及び印画紙（※）
- ⑧人工衛星及び宇宙機に用いる推進剤（※）



①電球形蛍光ランプ



④溶融圧カトランスデューサ

※施行日を2024年末とすることを検討中。

# 水銀汚染防止法に関する施行状況点検検討会

- 「水銀に関する水俣条約」の国内担保法として、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（2017年8月施行。以下、水銀汚染防止法という。）を制定。
- 水銀汚染防止法附則第8条において、**施行後5年を経過した際に、施行状況について検討を行う**こととしており、2022年8月に施行後5年を経過することから、環境省及び経済産業省で「**水銀汚染防止法に関する施行状況点検検討会**」を開催し、施行状況について検討（2022年9月～2023年3月（予定）、計3回）。

開催日程	議題
第1回検討会 （2022年9月）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 水銀汚染防止法の施行状況の点検の進め方</li><li>● 水銀汚染防止計画の点検結果と水俣条約第4回締約国会議の結果</li><li>● 水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する法施行状況と今後の課題</li></ul>
第2回検討会 （2022年12月）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 水銀使用製品の製造等規制と今後の対応</li><li>● 水銀使用製品の表示・情報提供に係る検討</li></ul>
第3回検討会 （2023年3月（調整中））	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第1～2回検討会からの残課題への対応と今後の論点整理</li></ul>